

～ 長崎法曹三者トップによる鼎談「裁判員制度10年」
(令和元年9月4日(水)実施)の要旨について ～

1 令和元年5月で導入10周年を迎えた裁判員制度について、長崎の法曹三者のトップによる鼎談が行われました。

田口直樹長崎地方裁判所長(以下、「田口所長」)、仁田良行前長崎地方検察庁検事正(以下、「仁田前検事正」)、森永正之長崎県弁護士会長(以下、「森永会長」)が、長崎新聞社編集局長の司会で意見交換を行い、その内容は長崎新聞に掲載いただきました。

その要旨を一部ご紹介します。

2 鼎談要旨

(1) はじめに

【田口所長】

今年の5月で導入10周年を迎えた裁判員制度については、長崎県においても概ね順調に運用されているものと認識している。

これはひとえに長崎県民の皆様の協力の成果であるところ、ご協力いただいている県民の皆様に対して、法曹三者の側から、この10年の成果をご説明する機会を作る必要があると考え、長崎新聞にその機会を作ってください、この鼎談を実施した。

(2) 裁判員制度の評価～法曹三者トップは、どのように評価しているか

【田口所長】

長崎地裁でこれまで実施された裁判員裁判は令和元年8月末現在67件であり、裁判員として約400人、補充裁判員として約130人の方々に裁判に参加いただいた。選任手続期日にご参加いただいた方等も合わせると、多くの方々に手続に関与いただいたことになる。さらに、そのご本人たちだけでなく、勤務先やご家族のご協

力により成り立った上で、経験者の皆様から「良い経験だった。」と言っていただけなのは本当にありがたい。

これに応えるためにも、より良く、より参加しやすい制度にしなければならぬと考えている。

【仁田前検事正】

県民の皆様のご協力と法曹三者の努力が相まって、現在の高評価が得られているものと考えている。

【森永会長】

書面審理ではなく、公判廷での直接主義的審理になってきたことにより、公判廷に緊張感が出てきた。弁護人も、裁判員を意識し、要領よく重点を明確にした弁論を行うように変わってきた。

一方で、訴訟指揮が被告人より裁判員に向いているのではないかという意見や、被害者参加人は公判前整理手続に参加できない不備があるという意見もある。

また、裁判員裁判の実施が、起訴されてから遅いという批判もあるが、弁護人としても多数の資料を精査する必要があり、裁判の準備に時間がかかることはご理解いただきたい。

(3) 裁判員制度10年の成果～制度導入で、それ以前と何が変わったか

【田口所長】

法廷で事件の全てがわかるようになった。法曹の意識、特に裁判官の意識は変わったと思う。これは、本来の裁判の姿になったということだと思う。

【仁田前検事正】

精密司法から核心司法に変わったと言われる点が、まさに変わった点だと思う。争点を絞り、最良証拠で立証するようになった。

【田口所長】

犯罪は社会の身近な出来事であり，裁判は縁遠くない。その裁判をわかりやすくするのは，国民のためである。

(4) 裁判員制度導入と司法制度改革～刑事司法の変化等について

【森永会長】

証拠開示の運用は，弁護人にとっては，劇的に変わった点である。裁判員制度導入を機に，検察庁にはかなり柔軟に証拠開示に応じてもらっており，本質でない部分での争いが減った。

【仁田前検事正】

裁判員裁判事件に限らず，科学技術の革新により，証拠が防犯カメラ映像等の客観データに移り変わってきており，取調べの録音録画も導入された。捜査手法が増え，証拠も増えたが，開示した上で請求証拠を絞って裁判を行うようになった。

(5) 長崎における特色や特徴はあるか

【仁田前検事正】

事件に特色があるわけではない。観光客や外国人の事件もそれほど多くない。

もともと，離島での捜査や，裁判での証人確保や事件関係人の出頭確保等の負担は多い。

【田口所長】

離島が多いから裁判員候補者の辞退率が高いというわけでもないし，居住地が離島だからというだけで辞退事由にはならないが，移動に時間がかかり，その結果仕事を休む日数が増え，参加しにくいということがあるかもしれない。

審理日数が短くなればハードルは下がるので，法曹三者の努力で短くするというのが課題ではある。

(6) 今後の課題

【仁田前検事正】

証人の記憶が新鮮なうちに証言してもらうためにも、被害者のためにも、公判実施までの時間をできるだけ早くすることが課題だと考えている。

【田口所長】

各事件ごとにその事件に相応な適切な期間で裁判の準備を進行させるのが重要だと思う。

(7) さいごに

【田口所長】

裁判員制度開始10年は通過点に過ぎず、今後も時間をかけて定着させていくものだと思っている。

今後も県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。